

仙台市農業委員会第71回総会議事録

○ 開催日時 令和6年3月27日（水曜日）午後1時30分から午後2時40分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

○ 出席委員 16人

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	11 番 郷古 雅春
	12 番 齋藤 清太		14 番 佐藤 とみ
		16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
		19 番 柴田 市郎	

○ 欠席委員 2人 13番 佐藤 千治 18番 松原 菊男

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議 案

(1) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について

(4) 第4号議案 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定等促進事業）

(5) 第5号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式1）

(6) 第6号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式2）

(7) 第7号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式3）

5 協 議

(1) 令和6年度業務計画（案）・

6 報 告

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出について

(4) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知について

(5) 買受適格証明に係る農地法第3条の規定による許可について

(6) 遊休農地に係る農地法第2条第1項の適用を受けない非農地判断について①

(7) 遊休農地に係る農地法第2条第1項の適用を受けない非農地判断について②

(8) 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の返戻について

(9) 農業用施設に供する2アール未満の農地転用届出について

(10) 売渡あっせん希望農地一覧表

(11) 令和5年度第2回地域振興委員会開催報告

(12) 事務局職員の任免（異動）について

7 その他

(1) 会長報告

(2) 農業委員会関係出張等の復命

(3) 令和6年度農業委員会全体会について

(4) 事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	農地係長	伊藤 秀宣
振興係技師	山下 由理	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

1 開 会	開 会	(午後1時30分)
司会：事務局長	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第71回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：事務局長	ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、13番佐藤千治委員、18番松原菊男委員から欠席の届けがありました。 18人中16人出席ですので、会議は成立しております。	
3 議事録署名 委員の指名		
議 長	次に、議事録署名委員については、19番柴田市郎委員、3番赤間敬委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。	
議 長	議事に入る前に、あっせん会の報告を嶺岸若夫委員長からお願いいたします。	
嶺岸若夫委員 (あっせん事業運営委員会 委員長)	3月5日に開催された、第4回あっせん会の結果報告をいたします。 当日は、1件のあっせんがありました。若林区荒井の農地で、売渡申出人は本人が、買受申出人は代理人が出席しました。あっせん委員は、農業委員から柴田市郎委員、農地利用最適化推進委員から伊藤憲一推進委員が出席しました。あ	

っせんの結果は成立し、あっせん調書に双方が署名捺印しています。なお、代金の支払い方法、農地法第3条の許可申請の時期、所有権移転登記の手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法についても確認しました。

以上で、あっせん会の結果報告を終わります。

(午後1時35分)

議長

議案に入ります。

第1号議案から第3号議案まで、調査委員会を第二調査委員会が担当し、3月19日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。調査の結果を赤間委員長から報告願います。

赤間第二調査
委員会委員長

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、高橋勝彦委員、齋藤清太委員、佐藤とみ委員、鈴木通委員の4名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、庄子亮一推進委員、本間昭推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が4件、賃貸借による規模拡大が1件、贈与による農業承継が1件、贈与による耕作利便が1件、区分地上権による設備保全が1件の合計8件です。調査の結果報告は、番号1番と2番を鈴木通委員から、番号3番と4番を佐藤とみ委員から、番号5番と7番を齋藤清太委員から、番号6番と8番を高橋勝彦委員からします。番号2番、4番、7番及び8番は口頭報告をします。調査委員会では全件許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(16番鈴木通委員報告)

番号1番は、贈与により農業承継をするものです。(親族間で農業承継をするものです。)譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で159aの農地を耕作しています。3月13日に二瓶均農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

鈴木通委員
(16番)

番号2番は、太陽光発電事業のために設定した区分地上権を更新するものです。営農型太陽光発電設備に関する案件であることから聞き取り調査を実施しました。区分地上権を設定する範囲は、地上2mから4mまでの高さです。農地法第3条第2項ただし書きのうち民法第269条の2第1項に規定する権利の設定として、不許可事由の例外に該当するものです。3月12日に安達良和農地利用最適化

推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号の適用はなく、設定する権利の範囲、下部農地の収量も通常収量の8割以上であることから下部農地の耕作に支障はないものと考えられ、許可相当と調査いたしました。なお、営農型太陽光発電事業であることから、第3号議案の番号1番と関連があります。

(書面報告)

(14番佐藤とみ委員報告)

番号3番は、贈与により耕作利便を図るものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で401aの農地を耕作しております。3月10日に庄子栄農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

佐藤とみ委員
(14番)

番号4番は、賃貸借により規模拡大をするものです。面積が大きいため、聞き取り調査を行っております。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で120aの農地を耕作しております。3月11日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(12番齋藤清太委員報告)

番号5番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で143aの農地を耕作しています。3月9日に庄司善春農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(17番高橋勝彦委員報告)

番号6番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター7台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で541aの

農地を耕作しています。3月10日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

斎藤清太委員
(12番)

番号7番は、売買により規模拡大をするものです。面積が大きいため聞き取り調査を行っています。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で142aの農地を耕作しています。3月11日に庄子亮一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

高橋勝彦委員
(17番)

番号8番は、売買により規模拡大をするものです。面積が大きいため聞き取り調査を行っています。譲受人は現在、農地所有適格法人として、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、田植機、収穫機は役員の1人から借り受け、構成員3人、その他の役員1人に臨時雇用8人を加え304aの農地(畑)を耕作しているほか、作業受託により稲作も耕作しております。なお、今回の申請地のうち34aで稲作を、111aで栗を栽培するものです。3月11日に本間昭農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

菅野則義委員
(8番)

番号8番ですが、栗を栽培するとのことでしたが、販売目的で栽培するのでしょうか。

高橋勝彦委員
(17番)

聞き取り調査では、小学生や幼稚園の子供たちなどに栗拾いをしてもらうために栽培するというので、営利目的ではないと聞いています。

菅野則義委員
(8番)

ボランティアということでしょうか。

高橋勝彦委員
(17番)

そうです。ただし、収穫できるようになるのは3年後ぐらいなので、収穫できるようになったら、子供たちに栗拾いをしてもらいたい、と聞き取り調査で確認

	しております。
菅野則義委員 (8番)	法人にしてまで、何を目的にそのようなことをするのでしょうか。
事務局農地係長	こちらの農地取得に至った経緯として、この農地の所有者が離農するため、所有者から代わりに管理してもらえないかと事業者と話がきたことが発端です。事業者は、地域の催しというような形で地域へ還元していきたい、というような意向であり、栗を植えて子供たちに栗拾いをしてもらいたい、と聞き取り調査では聞いています。
議 長	他になにかございますか。
小野寺潔委員 (6番)	この面積だと、クマによる獣害が予想されるのですが、何か対策等はするのでしょうか。
高橋勝彦委員 (17番)	近隣の農家の方に聞いて、獣害対策は施すという回答をいただいています。
議 長	他になにかございますか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。 (午後1時47分)
議 長	次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定についてを 上程いたします。調査の結果を赤間委員長から報告願います。
赤間第二調査 委員会委員長	第2号議案の調査結果について報告します。調査は、大里重市委員、熊谷幸夫委員、郷古雅春委員と私(赤間敬委員)の4名で調査を行いました。今回の申請は、貸駐車場に転用するものが1件、グラウンドゴルフ練習場に転用するものが1件の合計2件です。調査の結果報告は、私(3番赤間敬委員)からします。番号1番は、口頭報告をします。

赤間敬委員 (3番)	<p>番号1番は貸駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑1,578㎡を転用し、貸駐車場(46台)に690㎡、通路に633㎡、植栽に255㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金ですが、現地をすでに整備済みであり新たな費用が発生しないことを確認しております。なお、許可を得ないで、貸駐車場として使用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。</p>
議 長	<p>(書面報告) (3番赤間敬委員報告)</p> <p>番号2番はグラウンドゴルフ練習場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であり、第2種農地と判断しました。申請は、田2,639㎡を転用し、グラウンドゴルフ練習場に2,436㎡、駐車場(4台)等に203㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。</p>
菅野則義委員 (8番)	<p>第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。</p> <p>番号2番ですが、このグラウンドゴルフの練習場は営利目的で設置するものなのでしょうか。</p>
赤間敬委員 (3番)	<p>営利目的ではありません。</p>
菅野則義委員 (8番)	<p>この土地は田ですよ。土地をならして使用するのでしょうか。</p>
赤間敬委員 (3番)	<p>畦畔の高さまで土盛りをして、その上で、畦畔から土砂等が流出しないように、土嚢で固めるとのことです。</p>
事務局農地係長	<p>補足させていただきますと、グラウンドゴルフ練習場につきましては、近隣の町内</p>

会の方にグラウンドゴルフを楽しんでもらいたいという目的で設置するので、その際に利用料等を取るといことは考えていないと、申請時に確認しております。

議 長

他にになにかございますか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時52分)

議 長

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを 上程いたします。調査の結果を赤間委員長から報告願います。

赤間第二調査
委員会委員長

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、大里重市委員、熊谷幸夫委員、郷古雅春委員と私（赤間敬委員）の4名で調査を行いました。今回の申請は、ドッグトレーニング場に転用するものが1件、資材置場に転用するものが2件、貸資材置場に転用するものが1件、太陽光発電パネル設置に転用するものが1件、営農型太陽光発電パネル設置に一時転用するものが1件の合計6件です。調査の結果報告は、番号1番と2番を大里重市委員から、番号3番と4番を郷古雅春委員から、番号5番と6番を熊谷幸夫委員からします。

(書面報告)

(5番大里重市委員報告)

番号1番は、賃借権の設定により、営農型太陽光発電パネル設置に一時転用(更新)するものです。営農型で3年経過することから更新するものです。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域で、1区画が3,000㎡以上の農地であり、標準的な農地を超える生産を上げることが可能な農地にあります。農地区分は、農振農用地です。申請は、再生自然エネルギー事業者が、畑23,606.60㎡のうち106.96㎡を一時転用し、パネル架台杭に12.15㎡、フェンス基礎に17.14㎡、パワーコンディショナー等に77.67㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。営農型の栽培品目は、原木しいたけです。収量は平均の8割を満たしているものです。資金計画は全額自己資金であり、金融

機関の残高証明書が提出されております。仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。また、農振農用地区域であることから、農政企画課から農用地区域の一時転用について、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない」旨の回答をいただいております。一時転用の更新期間は、令和9年3月27日までです。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(営農型太陽光であることから、第1号議案の番号2番と関連があります。)

番号2番は、賃借権の設定により、ドッグトレーニング場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑1,573㎡を転用し、ドッグトレーニング場に1,290㎡、駐車場等に283㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(11番郷古雅春委員報告)

番号3番は、売買により、資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、4m以上の道路の沿道の区域であって500m以内に2つ以上の公共施設または公益施設がある農地であることから、第3種農地と判断しました。申請は、建築業者が畑1,400㎡を転用し、資材置場に500㎡、通路等に900㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、売買により、資材置場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、4m以上の道路の沿道の区域であって500m以内に2つ以上の公共施設または公益施設がある農地であることから、第3種農地と判断しました。申請は、不動産業者が畑974㎡を転用し、資材置場に674㎡、通路等に300㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査い

たしました。

(10 番熊谷幸夫委員報告)

番号5番は、売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、再生自然エネルギー事業者が田1,624㎡を転用し、太陽光発電パネル168枚(発電出力49.5kw)に417㎡、駐車場(2台)に27㎡、通路等に1,180㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、売買により貸資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が田762㎡を転用し、貸資材置場に288㎡、駐車場(10台)に150㎡、通路等に324㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時54分)

議 長	<p>次に、第4号議案 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定等促進事業）を上程いたします。</p> <p>第4号議案については、赤間敬委員関連の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。</p> <p>最初に事務局から内容を説明願います。</p>
事務局農地係長	<p>第4号議案 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定等促進事業）は、令和6年3月29日仙台市公告予定分です（令和6年4月1日設定分）。総数で22件、103,153㎡です。内訳は、新規が1件、更新が21件です。農業委員会の契約によるもので、各地区で2月1日に利用調整会議で調整したものです。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものです。</p>
議 長	<p>それでは、22件のうち議事参与の制限に係る案件から審議します。最初に番号14番を審議することにします。赤間敬委員関連の案件でありますので、赤間委員は退席していただきます。</p> <p style="text-align: center;">（赤間敬委員退席）</p>
議 長	<p>番号14番について、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見等なし）</p>
議 長	<p>質問等がなければ採決します。</p> <p>番号14番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第4号議案 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定等促進事業）の番号14番については、原案のとおり決定します。</p> <p>番号14番が終了しましたので、赤間委員は入室してください。</p> <p style="text-align: center;">（赤間敬委員入室）</p>
議 長	<p>議事参与の制限以外の残り21件（番号14番を除く）について審議することにします。ご質問・ご意見等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見等なし）</p>

議 長	<p>質問等がなければ採決します。21 件について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第 4 号議案 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定等促進事業）の 21 件（番号 14 番を除く）は、原案のとおり決定します。</p> <p>(午後 1 時 5 8 分)</p>
議 長	<p>次に、第 5 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 1）を上程いたします。</p> <p>第 5 号議案については、嶺岸若夫委員と柴田市郎委員関連と私（佐々木均会長）関連の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。最初に事務局から内容を説明願います。</p>
事務局農地係長	<p>7 ページから 21 ページをご覧ください。</p> <p>第 5 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 1）は、令和 6 年 3 月 29 日仙台市公告予定分です。一括方式は集積計画と配分計画を併せて一括設定するものです。総数で 239 件、1,075,652.60 m²です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしているものです。</p>
議 長	<p>239 件のうち、議事参与の制限に係る案件 7 件から審議します。最初に、番号 210 番を審議することにします。私の関連案件でありますので、議長を嶺岸若夫会長職務代理者に交代して進めます。</p> <p>それでは、私は退席します。</p> <p>(佐々木均会長退席) (議長交替する)</p>
議 長（嶺岸若夫 会長職務代理者）	<p>議長が退席しましたので、私が議長となって進めます。</p> <p>佐々木均会長の関連案件（番号 210 番）について、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議 長（嶺岸若夫 会長職務代理者）	<p>質問等がなければ採決します。</p> <p>番号 210 番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長（嶺岸若夫
会長職務代理者） 全員挙手と認めます。よって、第5号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式1）の番号210番については、原案のとおり決定します。佐々木均会長関連の案件が終了しましたので、佐々木均会長は入室してください。

（佐々木均会長入室）

議長（嶺岸若夫
会長職務代理者） 佐々木均会長関連が終了しましたので、議長を交替します。

（議長交替する）

議長
（佐々木均会長） それでは、引き続き審議を再開します。番号84番、111番、113番、189番、215番を審議することにします。嶺岸若夫委員の案件でありますので、嶺岸若夫委員は退席していただきます。

（嶺岸若夫委員退席）

議長 嶺岸若夫委員の5件の案件について、ご質問・ご意見等はございませんか。

（質問、意見等なし）

議長 それでは、質問等がなければ採決します。
5件（番号84番、111番、113番、189番、215番）について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手と認めます。よって、第5号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式1）の5件（番号84番、111番、113番、189番、215番）については、原案のとおり決定します。嶺岸若夫委員の案件（番号84番、111番、113番、189番、215番）が終了しましたので、嶺岸若夫委員は入室してください。

（嶺岸若夫委員入室）

議長 次に、番号73番を審議することにします。柴田市郎委員関連の案件でありますので、柴田市郎委員は退席していただきます。

（柴田市郎委員退席）

議 長	番号 73 番について、ご質問・ご意見等はございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	質問等がなければ採決します。 番号 73 番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第 5 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 1）の番号 73 番については、原案のとおり決定します。番号 73 番が終了しましたので、柴田市郎委員は入室してください。
	(柴田市郎委員入室)
議 長	次に、議事参与の制限以外の残り 232 件（番号 73 番、84 番、111 番、113 番、189 番、210 番、215 番の 7 件を除く）について審議することにします。ご質問・ご意見等はございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	質問等がなければ採決します。232 件について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第 5 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 1）の 232 件（番号 73 番、84 番、111 番、113 番、189 番、210 番、215 番の 7 件を除く）は、原案のとおり決定します。
	(午後 2 時 0 5 分)
議 長	次に、第 6 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 2）を上程いたします。事務局から内容を説明願います。
事務局農地係長	22 ページから 24 ページをご覧ください。 第 6 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 2）は、令和 6 年 4 月 12 日仙台市公告予定分です。総数で 20 件、101,245 ㎡です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしているものです。

議 長	第 6 号議案について、ご質問・ご意見等はございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	それでは、質問等がなければ採決します。 原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第 6 号議案 農用地利用集積計画の決定について (農地中間管理事業) (一括方式 2) については、原案のとおり決定します。
	(午後 2 時 0 7 分)
議 長	次に、第 7 号議案 農用地利用集積計画の決定について (農地中間管理事業) (一括方式 3) を上程いたします。事務局から内容を説明願います。
事務局農地係長	25 ページと 26 ページをご覧ください。 第 7 号議案 農用地利用集積計画の決定について (農地中間管理事業) (一括方式 3) は、令和 6 年 5 月 14 日仙台市公告予定分です。総数で 9 件、50,288 ㎡です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしているものです。
議 長	第 7 号議案について、ご質問・ご意見等はございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	それでは、質問等がなければ採決します。 原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	それでは、全員挙手と認めます。よって第 7 号議案 農用地利用集積計画の決定について (農地中間管理事業) (一括方式 3) については、原案のとおり決定します。
	(午後 2 時 0 8 分)
議 長	続きまして、協議に入ります。 (1)「令和 6 年度業務計画 (案)」を、事務局から説明願います。
事務局振興係	— 説明 —

議 長	<p>(1)「令和6年度業務計画（案）」</p> <p>ご異議・ご意見等はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、(1)「令和6年度業務計画（案）」は、承認といたします。</p> <p>(午後2時10分)</p>
議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。はじめに農地関係から報告します。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(10)売渡あっせん希望農地一覧表についてまでを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括してお受けします。</p>
事務局農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり8件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページから4ページに記載のとおり18件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定（相続等）による届出については、5ページに記載のとおり4件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専決により全件受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知については、6ページに記載のとおり10件ありました。(5)買受適格証明に係る農地法第3条の規定による許可については、7ページに記載のとおり1件ありました。令和6年1月の総会で競売に係る買受適格証明をし、その後落札したものです。(6)遊休農地に係る農地法第2条の適用を受けない非農地判断について①は、8ページに記載のとおり8件ありました。令和6年3月15日事務局長決裁しているものです。(7)遊休農地に係る農地法第2条の適用を受けない非農地判断について②は、9ページから23ページに記載のとおり433件ありました。令和6年3月18日事務局長決裁しているものです。令和6年2月の第一調査委員会において非農地と判断したものです。(8)農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の返戻については、24ページに記載のとおり3件ありました。(9)農業用施設に供する2アール未満の農地転用の届出については、25ページに記載のとおり1件ありました。(10)売渡あっせん希望農地一覧表については、あっせん成立が1件、あっせんの新規申出が4件ありましたので、一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願い申し上げます。</p> <p>農地関連の報告事項は、以上でございます。</p>

議 長	<p>報告事項(1)から(10)までについて、ご質問等はありませんか。</p> <p>(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、次に、(11)「令和5年度第2回地域振興委員会開催報告」を、加藤企画検討チーム長から報告願います。</p>
加藤企画検討 チーム長	<p>— 報告 — (11)令和5年度第2回地域振興委員会開催報告</p>
議 長	<p>報告事項(11)について、ご質問等はありませんか。</p> <p>(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、次に、(12)「事務局職員の任免（異動）について」を、事務局から報告願います。</p>
事務局長	<p>— 報告 — (12)「事務局職員の任免（異動）について」</p>
議 長	<p>報告事項(12)について、ご質問等はありませんか。</p> <p>(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。</p> <p>(午後2時22分)</p>
議 長	<p>続きまして、その他に入ります。 (1)会長報告は、私（佐々木均会長）からいたします。資料4をご覧ください。</p>
会 長	<p>— その他 — (1)「会長報告」</p>
議 長	<p>ご質問等はありませんか。</p> <p>(質問等なし)</p>
議 長	<p>続きまして、(2)「農業委員会関係出張等の復命」について、佐藤とみ委員から3月6日開催の「第19回女性の農業委員会活動推進シンポジウム」の報告をお願いします。</p>

佐藤とみ委員	— その他 — (2)「農業委員会関係出張等の復命」
議 長	ご質問等がございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(3)「令和6年度農業委員会全体会について」を、事務局から説明願います。
事務局振興係	— その他 — (3)「令和6年度農業委員会全体会について」
議 長	ご質問等がございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(4)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。
①～③ 事務局振興係	— その他 —(4)「事務局からの連絡事項について」 ①「雇用就農資金」令和6年度第1回目の募集について ②4月～5月の予定表 ③他市町村農業委員会だより（千葉市）
議 長	ここまでの説明について、ご質問等ございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、その他について終了いたします。 他に何かありますか。 なければ、以上で議事の一切を終了いたします。
司会：事務局長	それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。
嶺岸会長職務代理者	以上をもちまして、仙台市農業委員会第71回総会を閉会します。
	閉 会
	(午後2時40分)